

第61回人権週間

12月10日(木)は「人権デー」(Human Rights Day)です。本年も12月4日(金)から「人権デー」の10日(木)までの1週間を「人権週間」と定め、住民の皆様に人権の尊重を呼びかけています。

今年度の人権週間の強調事項は、次のとおりです。それぞれの趣旨を理解し、お互いの人権を尊重して明るい社会を創りましょう。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人権問題でお困りの方は、お気軽に最寄りの人権擁護委員か法務局にご相談ください。相談は無料、秘密厳守で、特に手続きは必要ありません。

相談窓口
 ○子どもの人権110番
 ☎0120(007)110

○女性の人権ホットライン
 ☎0570(070)810
 ○甲府地方務局大月支局
 ☎(22)0799

特設人権相談所の開設

日ごろ、皆さんが人権問題ではないだろうかと感じたり、困り事や心配ごとがありましたら、ぜひこの機会に相談ください。

- 相談内容(相談無料、秘密厳守)**
- 児童・生徒のいじめ問題、体罰の問題
 - 親子、夫婦、相続、登記、供託、戸籍、借地、名譽、信用、差別、私的制裁、騒音悪臭などについての悩み事
 - その他人権に関する事で、どこへ相談してよいかわからないで困っている場合

日時 12月7日(月)午後1時～4時
会場 市役所3階 第一委員会室
相談員 人権擁護委員
問合せ先 市民生活課 市民生活担当

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
 夫やパートナーの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

期間 11月15日(日)～21日(土)
時間 午前8時30分～午後7時(平日)
 午前10時～午後5時(土・日曜日)
相談担当 甲府地方務局・県人権擁護委員連合会「高齢者・障害者の人権問題」に対応可能な人権擁護委員
電話 ☎0570(070)810

ストップ!!女性への暴力

11月12日(木)から11月25日(水)までは「女性に対する暴力をなくす運動週間」です。

DV(ドメスティックバイオレンス)の被害者は、多くの場合女性であり、暴力を加えることは個人の尊厳を著しく害し、男女平等参画の妨げとなります。また、そうした家庭環境にいる子どもにも重大な影響を与え、様々な心身の症状が表れると言われています。

平成20年度内閣府で行った「男女間における暴力に関する調査」では、女性のうち「何度も暴力にあった」と答えた人は10・8%、「1、2度はあった」と答えた人は22・4%でした。

配偶者などからの暴力、性犯罪、売春婦、セクシャルハラスメント、ストーカー行為や人身取り引き、女性に対する暴力は女性の人権侵害するものであり、決して許されるものではありません。私たち一人ひとりがDVへの正しい理解を深めることはもちろん、DVだけでなく、暴力を根絶する社会的運氣を高める必要があります。

DVで悩んでいる方
 被害を受けて悩んでいたたり、被害にあっている方を見つけたたりした場合は、必ず相談窓口にご連絡ください。

県相談窓口
 ○県女性相談所
 ☎055(254)8635
受付時間 平日 午前9時～午後8時

○県男女共同参画推進センター(びゅあ総合)
 ☎055(237)7830
受付時間 午前9時～午後5時
 (第2、第4月曜日を除く)

市相談窓口
 ○福祉課 子育て支援担当
 ○政策形成課 企画担当



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

☆知っていますか? 「パープル(紫)リボン」

パープルリボンプロジェクトとは・・・
 1994年にアメリカで発祥した個人間の暴力や虐待の防止と啓発を目的とした運動です。紫色のリボンを身につけることで、個人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の元に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、40カ国以上に広がっている、草の根運動です。
 パープルのほかにも、ピンク(乳がんへの理解と啓蒙)、オレンジ(児童虐待防止)など、様々な色のリボンによる意思表示(アウェアネス・リボン)の運動が世界に広がっています。

